

答 申 第 84 号  
令和4年12月28日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和3年11月29日付け青公第59号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

公安委員会定例会議会議録に記載の個別案件の詳細が分かる文書についての不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

**第 1 審査会の結論**

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が「令和3年7月8日の公安委員会議録の「損害賠償請求事件訴状の受理について」の詳細が分かる文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は妥当でなく、実施機関は、本件対象文書として別表に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあればこれを特定し、改めて青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第11条第1項又は第2項の決定を行うべきである。

**第 2 諮問事案の概要**

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和3年10月12日、実施機関に対し、条例第5条の規定により、本件対象文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件対象文書を保有していないとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年10月18日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和3年10月29日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

**第 3 審査請求人の主張要旨**

1 審査請求の趣旨

本件対象文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

開示請求をした行政文書は公安委員会議事録の中で説明されている。  
よって、本件処分は不当であり、本件対象文書の開示を求める。

## 第4 実施機関の説明要旨

### 1 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

実施機関は、本件開示請求について、令和3年7月8日に青森県警察本部職員が青森県公安委員会委員らに対し「損害賠償請求事件訴状の受理について」を報告するに当たって作成した文書（以下「公安委員会報告に当たり作成した文書」という。）の開示を求めているものと解した。

しかしながら、青森県警察本部職員が青森県公安委員会委員らに対し「損害賠償請求事件訴状の受理について」を説明するに当たっては、特に文書を作成・配布することなく口頭で報告していることから、審査請求人が開示を求める文書は不存在であると判断した。

### 2 当審査会からの質問事項について説明した書面

(1) 本件対象文書の特定に関する審査請求人とのやり取りは以下のとおりである。

ア 令和3年10月8日、審査請求人が公安委員会会議録を持参して警察本部に来庁し、情報公開窓口に対し、「会議録記載内容のうち、13件分に興味があり、記載内容の詳細が知りたいので、開示請求を考えている。」と申し立てた。

情報公開窓口では、文書の特定作業等のために担当課を同席させ協議する必要性を認めたが、担当課が複数にわたるうえ件数も多く、同日中の対応が困難であると判断した。

よって、審査請求人に対し後日来庁するよう教示し、それまでに担当課と協議しておくことを伝えたところ、審査請求人は納得した。

イ 令和3年10月12日、審査請求人が警察本部に来庁したことから、情報公開窓口が各担当課との協議結果を伝えた。

その中で、令和3年7月8日付け公安委員会会議録に記載された「損害賠償請求事件訴状の受理について」に関して、「記載された件は、公安委員会の執務室において口頭報告した案件であり、説明資料等一切の書類を作成していないとのことでした。」と伝えたところ、審査請求人は「それであれば開示請求をしま

す。」とだけ申し立て、開示請求書を記載し、情報公開窓口が同請求書を受理した。

## (2) その他

ア 令和3年10月12日現在、実施機関は、同年7月8日付け公安委員会定例会議会議録記載の「損害賠償請求事件訴状の受理について」の当該損害賠償請求事件の詳細が分かる文書として、別表に掲げる文書を保有していた。

イ 令和3年7月8日に青森県警察本部職員が青森県公安委員会委員らに対し「損害賠償請求事件訴状の受理について」を説明する際に口頭で報告した内容は以下のとおりである。

- (ア) 損害賠償請求事件の発生、訴状送達日
- (イ) 原告名、被告名
- (ウ) 原告の主張及び応訴方針
- (エ) 第1回口頭弁論期日

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 実施機関は、本件開示請求について、公安委員会報告に当たり作成した文書の開示を求めているものと解した上で、特に文書を作成・配布することなく口頭で報告していたことから、審査請求人が開示を求める文書は不存在であると判断した旨説明している。

(2) この点、開示請求の対象となる文書の特定に当たっては、可能な限り広く開示請求が認められるように、合理的かつ客観的に開示請求書の文言を解釈すべきであるところ、本件開示請求に係る開示請求書の「開示請求をする行政文書の名称」欄に記載された「令和3年7月8日の公安委員会議録の「損害賠償請求事件訴状の受理について」の詳細が分かる文書」という文言から、審査請求人が公安委員会報告に

当たり作成した文書のみの開示を求めていたとは認められない。

また、実施機関によれば、本件開示請求の受付時、「記載された件は、公安委員会の執務室において口頭報告した案件であり、説明資料等一切の書類を作成していないとのことでした。」と説明したのに対して、審査請求人は「それであれば開示請求をします。」とだけ申し立てたというのであるが、このやり取りをもって審査請求人が公安委員会報告に当たり作成した文書のみの開示を求めていたとは認められない。

さらに、本件開示請求を受け付けした後から本件処分に至るまでの間に、本件対象文書の特定に関し、審査請求人が公安委員会報告に当たり作成した文書のみ開示を求めていたことをうかがわせる審査請求人と実施機関とのやり取りがあったとも認められない。

したがって、実施機関が、本件対象文書について、公安委員会報告に当たり作成した文書の開示を求めているものと解し、これを保有していないとして不開示とした決定は妥当でない。

- (3) 一方、実施機関は、令和3年7月8日付け公安委員会定例会議会議録記載の「損害賠償請求事件訴状の受理について」の当該損害賠償請求事件の詳細が分かる文書として、別表に掲げる文書を保有していたとしている。

そうすると、実施機関は、本件対象文書として別表に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあればこれを特定し、改めて開示・不開示の判断を行うべきである。

### 3 結論

以上のとおり、実施機関が本件対象文書を保有していないとして不開示とした決定は妥当でなく、実施機関は、本件対象文書として別表に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあればこれを特定し、改めて条例第11条第1項又は第2項の決定を行うべきである。

よって、第1のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

### 別表

文書名：国家賠償請求事件の訴状送達及び応訴方針について 内 容：当該損害賠償請求事件の訴状、概要、応訴方針
--

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和3年11月29日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。
令和3年12月3日	・ 実施機関からの弁明書を受理した。
令和4年2月22日	・ 審査請求人からの口頭意見陳述申出書を受理した。
令和4年3月17日 (第131回審査会)	・ 審査を行った。
令和4年4月15日 (第132回審査会)	・ 審査を行った。
令和4年4月25日	・ 諮問実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和4年5月16日	・ 諮問実施機関からの書面を受理した。
令和4年5月27日 (第133回審査会)	・ 審査を行った。
令和4年6月24日 (第134回審査会)	・ 審査を行った。
令和4年7月22日 (第135回審査会)	・ 口頭意見陳述の手続を実施したが、審査請求人は出席しなかった。 ・ 審査を行った。
令和4年8月26日 (第136回審査会)	・ 審査を行った。
令和4年10月28日 (第138回審査会)	・ 審査を行った。
令和4年11月25日 (第139回審査会)	・ 口頭意見陳述の手続を実施したが、審査請求人は本件に関する陳述をしなかった。 ・ 審査を行った。
令和4年12月23日 (第141回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
伊藤 健	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

(令和4年12月28日現在)